

お知らせ

お知らせ

国民年金

平成19年度の保険料は月額14,100円

国民年金の保険料額が見直され、平成19年度は月額14,100円になりました。



保険料の納付は割引制度がお得!

- 口座振替の早割制度
毎月の納付を口座振替の当月末振替にすると、月々50円割引。
《手続窓口》口座振替をする郵便局や金融機関 滋賀社会保険事務局彦根事務所
- 1年前納
納付書で来年3月までの保険料をまとめて納付すると、3,000円割引。
《納付期限》5月1日(火)

お問合せは、滋賀社会保険事務局彦根事務所 (☎0749-23-1114)へ。

学生納付特例は毎年手続きが必要

学生本人の前年所得が一定水準以下の場合、申請して承認されると、保険料の納付が猶予される特例制度があります。

承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」や、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給に必要な期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

《対象者》大学(大学院)、短大、高等学校 高等専門学校、専修学校などに在籍する20歳以上の学生

《承認期間》原則4月～翌年3月

《申請窓口》市保険医療課、各支所市民福祉課
《必要書類》年金手帳、印鑑

在学証明書または学生証の写し
※代理申請(家族含む)の場合は代理人の身分証明書

※学生納付特例は毎年手続きが必要です。昨年度申請された方も再度手続きが必要です。

固定資産税

土地の評価額を見直しました

地価が下落している宅地や雑種地、市街化農地などの土地の評価額を見直しました。

土地の納税者は、修正後の評価額などを「土地価格等縦覧帳簿」で、縦覧期間中に無料でご覧いただけます。

《縦覧期間》4月2日～5月31日

※5月中旬に送付の「課税明細書」でも確認可。なお、市内の路線価や標準地の価格は年中無料で閲覧できます。



お問合せは、市税務課資産税グループ (☎6523)へ。

固定資産税を所有者ごとに一本化

～旧1市2町それぞれでお持ちの固定資産～

旧1市2町それぞれに土地や家屋などの資産をお持ちの方は、今年度から、所有者ごとに一つにまとめて固定資産税を納付していただくことになります。

これにより、納税通知書兼課税明細書が一つになり、通知の送付先や納付方法が変わる場合がありますので、5月中旬に送付する納税通知書兼課税明細書でご確認ください。

また、今年4月4日から、石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」(事業主の負担金)の申告・納付が始まります。

年度更新のくわしい内容や手続きに関するお問合せは、滋賀労働局労働保険徴収室 (☎077-522-6520)へ。

年度更新手続きは5月21日までに

従業員の暮らしを守る労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新はお早めに手続きをしてください。

《手続方法》前年度の確定保険料と今年度の概算保険料を併せて申告・納付

《手続期間》4月1日(日)～5月21日(月)

労働保険

新入学・入園児の交通事故防止運動

3月15日～4月15日

交通安全教育・指導や、安全運転の励行、通学・通園路の安全確保にご協力を

長浜市の公共下水道

・全体計画面積	3,280ha
・整備済面積	2,321ha
・整備管延長	467km
・事業費	707億円
・うち起債(借金)残高	346億円
・下水道普及率	83.7%
・うち水洗化率	80.6%

※普及率・水洗化率は平成17年度末時点

琵琶湖や河川などの水質を守り、生活環境を快適にするため、昭和58年から進めてきた公共下水道の整備(汚水整備)は、平成18年度末でほぼ完了しました。※農業集落排水事業区域と市街化想定区域(今後開発される区域)を除く

公共下水道の整備を完了

すすめよう水洗化

水洗化に融資あつせんや補助制度

市では、水洗トイレを普及させるため、既設の汲み取り便所を水洗化する費用を融資あつせんや補助していただきます。条件がありますので、くわしくはお問合せください。

お問合せは、市上下水道課 (☎1600)へ。

水洗トイレでさわやかライフ



一日も早い水洗化を

下水道の維持管理は、みなさんの使用料で運営されています。施設を維持管理していくために、快適な暮らしをしていただくために、トイレの水洗化をお願いします。

平成18年度の「緑の募金」実績

区分	金額(円)
ご家庭から	2,737,272円
街頭で	13,068円
企業から	199,203円
学校から	22,543円
募金箱	46,851円
行政関係	101,499円
計	3,120,436円

春期と秋期の長浜市合計

長浜市での活用実績

- ・自治会へ苗木を無償配布 (市内51か所に1,224本配布)
- ・浅井文化スポーツ公園に植栽



木を植栽した浅井文化スポーツ公園

緑の募金にご協力を

緑の募金は、(助)滋賀県緑化推進会が、年に2回実施するもの

で、森林の整備や生活環境の緑化に役立てられています。長浜市でも、毎年、募金実績に応じた配分を得ていて、様々な緑化事業に活用されています。緑豊かなふるさとづくりにご協力をお願いします。

《募金期間》
4月1日～5月31日
秋(9月・10月)にも実施予定

《募金方法》
ご家庭への呼びかけのほか、街頭や職場で募金箱を設置

※4月上旬に自治会を通じて各家庭へチラシが配布されますので、ご協力をお願いします。